

**法科大学院におけるICT活用
を議論するにあたって
(現行制度)**

関連条文

○専門職大学院設置基準

(授業の方法等)

第8条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

2 大学院設置基準第15条において準用する**大学設置基準…第25条第2項**の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

○大学設置基準

(授業の方法)

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、**文部科学大臣が別に定めるところ**により、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

関連条文

○大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件（平成13年文部科学省告示第51号） 【いわゆる「メディア告示」】

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの

二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

法科大学院におけるICT(情報通信技術)を活用した教育の在り方に関する検討結果<概要>

(法科大学院教育におけるICT(情報通信技術)の活用に関する調査研究協力者会議)

検討の目的

- 法曹養成制度改革推進会議決定*を踏まえ、**地方在住者や有職社会人が法曹資格を取得するための途を確保**
- **地理的制約を超えた法科大学院間連携による教育の質の向上や、実務家等のキャリアアップの機会の確保**

法曹養成制度改革の更なる推進について(平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定)(抄)

第3 法科大学院 2 具体的方策 (3)経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人に対するICT(情報通信技術)を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

課題

- いくつかの法科大学院において遠隔授業の実例はあるが、**関係法令や大学評価基準への適合性を気にするあまり、普及が進まないとの指摘**
- そのため、本検討会議において、**専門職大学院設置基準等の関係法令への適合性について、解釈を明確化する必要**

「教育効果要件」への適合性

○ 教育効果要件とは

「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」について、メディア授業の実施が可能
(専門職大学院設置基準第8条第2項)

○ 教育効果要件を充足するために配慮すべき要件

<授業時間内>

- ・ 同時かつ双方向・多方向によるやり取りが可能な環境の構築
- ・ 授業に対する受動性が強くないよう、討論・議論の機会の確保
- ・ 必要に応じて、補助教員を配置することが望ましい

<授業時間外>

- ・ ラーニング・マネジメント・システム(LMS)等の活用による教員への質問や、学生同士の議論・交流の機会の確保
- ・ 学修フォローや通信途絶への代替手段のため、必要に応じて、授業の録画配信を実施することも有効

<学修支援全般>

- ・ オフィスアワー等を活用して、学生・教員間でのコミュニケーション手段・機会を確保することが望ましい

メディア告示への適合性

○ メディア告示とは

多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所において、授業を履修させることができる要件を規定したもの

<サテライト方式>

テレビ会議システム等を用いて、サテライトキャンパスや他大学などの大学施設内において、授業を受講する形態
⇒ 面接授業と類似の環境を整備することが可能であり、**法科大学院の授業において許容される**

<モバイル方式>

ノートパソコンやタブレット端末等の携帯可能な機器を用いて、授業を実施する教室等以外において、授業を受講する形態
⇒ 学生側の事情で通信環境に問題が生じる可能性があるため、**利用回数を制限し、面接授業又はサテライト方式による授業と併用**

<オンデマンド方式>

実施された授業を録画し、一定期間内に録画映像を視聴して授業を受講する形態
⇒ 授業時間外の学修ツールとしては推奨されるが、**法科大学院の授業において、本方式を用いて単位認定を行うことは望ましくない**

その他

最低限必要となるシステム環境、メディア授業に合わせたFDの必要性、法科大学院認証評価との関係、地方大学の法学部や募集停止法科大学院の知的資産の有効活用の検討などについて言及

(参考) 通信課程について

根拠条文

	通学課程	通信課程
大学	学校教育法第85条 大学設置基準	学校教育法第86条 大学通信教育設置基準
短期大学	学校教育法第108条第7項 短期大学設置基準	学校教育法第108条第8項 短期大学通信教育設置基準
大学院	学校教育法第100条 大学院設置基準	学校教育法第101条 大学院設置基準第9章 「通信教育を行う課程を置く大学院」
専門職大学	学校教育法第85条 専門職大学設置基準	学校教育法第86条 (設置基準なし)
専門職短期大学	学校教育法第108条第7項 専門職短期大学設置基準	学校教育法第108条第8項 (設置基準なし)
専門職大学院	学校教育法第100条 専門職大学院設置基準	学校教育法第101条 専門職大学院設置基準第9条

法体系がそもそも異なることから、通学課程と通信課程は、主に

①授業の形態、②専任教員数、③校舎・校地 の面で規定ぶりが異なる。

通信課程の分類

通信課程（併設制） … 基礎となる通学課程がある場合に、そこに併設する通信課程

通信課程（独立制） … 基礎となる通学課程はなく、独立して置く通信課程

(参考) 通信課程について

関連条文

○専門職大学院設置基準

第9条 専門職大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。この場合において、授業の方法・・・については、**大学通信教育設置基準・・・第3条中面接授業又はメディアを利用して行う授業に関する部分・・・の規定を準用**する。

○大学通信教育設置基準

(授業の方法等)

第3条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）、**大学設置基準第25条**第1項の方法による授業（以下「面接授業」という。）若しくは同条**第2項の方法による授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）**のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。